
江戸崎地方衛生土木組合
新リサイクルセンター整備・運営事業
基 本 協 定 書
(案)

令和8年7月15日

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業

基本協定書（案）

目 次

第1条	（目的）	1
第2条	（当事者の義務）	1
第3条	（運営事業者の設立）	1
第4条	（特定事業契約）	2
第5条	（特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金等）	2
第6条	（談合その他の不正行為があった場合の賠償金等）	3
第7条	（準備行為）	4
第8条	（特定事業契約の不成立）	4
第9条	（有効期間）	5
第10条	（秘密保持）	5
第11条	（個人情報の保護）	6
第12条	（本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止）	6
第13条	（債務不履行等）	6
第14条	（準拠法及び管轄裁判所）	6
第15条	（誠実協議）	7

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本協定書

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、江戸崎地方衛生土木組合（以下「発注者」という。）と、[]グループ（構成員である[]、[]、[]及び協力企業である[]、[]、[]によって構成される企業グループである。以下総称して又は個別に「受注者」という。代表企業たる[]を以下「代表企業」という。）は、以下のとおり合意し、この基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業入札説明書において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、受注者が落札者として決定されたことを確認し、発注者、受注者及び本事業の運営・維持管理業務及び基本契約において担当すべきとされるその他の業務の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社（以下「運営事業者」といい、受注者と運営事業者を総称して又は個別に「事業者」という。）の間における本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という）並びに基本契約に基づく本事業に係る建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の各契約（以下基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別に「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての発注者及び受注者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、入札説明書等の条件及び落札者が発注者に提出した入札提出書類に基づき、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな特定事業契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 受注者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者及び江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を実現するよう努めるものとする。

（運営事業者の設立）

第3条 受注者のうち、構成員は、本基本協定締結後速やかに、運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務の遂行のみを目的として会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に定める株式会社として、運営事業者を江戸崎地方衛生土木組合構成市村内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書及び定款の原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

2 運営事業者は、発注者の事前の承諾なく、運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務以外の業務を行ってはならない。

3 運営事業者の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。なお、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

(1) 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を実施するのみであること。

(2) 運営事業者の本店所在地は、江戸崎地方衛生土木組合構成市村内とし、江戸崎地方衛生土木組合構成市村以外の土地に移転させないこと。

(3) 運営事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号所定の定めを

規定すること。

(4) 会社法第108条第2項に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

(5) 監査役並びに会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する定款の定めがあること。

4 構成員は、運営事業者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、事業期間にわたって維持するものとする。なお、本項に定める内容については、構成員間で締結する株主間契約においても合意するものとする。

(1) 本条第3項各号に定める事項を運営事業者の定款に規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないこと。

(2) 構成員は、運営事業者の資本金を、運営事業者の設立時から事業期間を通じて、株式保有割合に応じた一定額以上維持すること。

(3) 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙1第1項のとおりであること。また、運営・維持管理業務の開始時から事業期間の終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成は、別紙1第2項のとおりとすること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。

(4) 運営事業者の設立に当たり、構成員のすべてが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めないこと。

(5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

(6) 発注者の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、運営事業者をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。

(7) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資を検討すること、及びその他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。なお、構成員が行なう追加出資又は融資の上限額は、[]円（事業者提案）とする。

(8) 事業期間が終了するまで、運営事業者に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。

(9) 運営事業者が運営・維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。

5 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有する運営事業者の株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。

6 構成員は、運営事業者が設立された後、速やかに、別紙2の書式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとする。

（特定事業契約）

第4条 受注者は、自ら又は運営事業者をして、本事業に係る特定事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、発注者が別途指定する江戸崎地方衛生土木組合議会に対する建設工事請負契約の承認等に係る議案提出日までに、発注者との間で締結し又は締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、建設工事請負契約の締結について、江戸崎地方衛生土木組合議会の議決を得た日から本契約として成立するものとする。

（特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金等）

第5条 建設工事請負契約の本契約としての成立前に、本事業に関し、受注者のいずれかが次の各号

所定のいずれかに該当する場合、発注者は、受注者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

(1) 正当な理由なく、特定事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。

(2) 受注者の自らの都合により特定事業契約を締結しないことを申し出たとき。

- 2 前項の規定により、発注者が特定事業契約に関し契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、受注者は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(談合その他の不正行為があった場合の賠償金等)

第6条 建設工事請負契約の本契約としての成立前に、本事業に関し、受注者のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、発注者は、受注者に書面で通知することにより、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 受注者（受注者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当したとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。)

イ 受注者が、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、本事業の入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第

8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本基本協定が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定により、発注者が特定事業契約に関し契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、受注者は、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の15に相当する金額の賠償金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。ただし、前項第2号ア又はイのいずれかに該当する場合であって、排除措置命令の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。なお、当該賠償金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該賠償金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
- 3 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する賠償金額の本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の15に相当する金額に代えて、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の20に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。
 - (1) 第1項第2号アに規定する確定した課徴金納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第1項第2号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 第1項第2号エに該当する場合であって、同号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

（準備行為）

- 第7条 特定事業契約の本契約としての成立前であっても、受注者は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又は運営事業者をして行わせることができるものとし、発注者は、合理的に必要なかつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。
- 2 受注者は、各特定事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を、当該特定事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、特定事業契約の本契約としての成立後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（特定事業契約の不成立）

- 第8条 発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、特定事業契約が本契約として成立しなかった場合には、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、発注者及び受注者は、特定事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により特定事業契約が本契約として成立しなかった場合において、受注者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。なお、江戸崎地方衛生土木組合議会において建設工事請負契約の締結が否決されたことは、発注者の責めに帰すべき事

由とはならないものとする。

- 3 受注者の責めに帰すべき事由により特定事業契約が本契約として成立しなかった場合、受注者を構成する各当事者は、共同連帯して、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の5に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第5条第1項又は第6条第1項の規定に基づき事業契約が本契約として成立しなかった場合は、第5条第2項又は第6条第2項又は第6条第3項を適用する。
- 4 発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、受注者が既に解散しているときであっても、発注者は、受注者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

- 第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全てにつき本契約として成立した日を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、基本契約が仮契約として締結に至らなかった場合、又は本契約として成立しなかった場合には、基本契約の締結不調が確定した日、又は本契約として成立しないことが確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第5条、第6条、前条、次条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、本基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本協定の終了前の作為・不作為に基づき本基本協定の終了後に発生した本基本協定に基づく義務若しくは責任は、本基本協定の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

- 第10条 発注者及び受注者は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者（運営事業者を除く。）に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 発注者及び受注者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、本基本協定の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）及び江戸崎地方衛生土木組合個人情報保護条例（平成21年江戸崎地方衛生土木組合条例第2号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本協定の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(本基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾なく、本基本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

(債務不履行等)

第13条 発注者及び受注者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第14条 本基本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を水戸地方裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第15条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

[以下、余白]

以上の証として、本書の原本[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和[]年[]月[]日

(発注者) 茨城県稲敷市高田424番地
江戸崎地方衛生土木組合
管理者 笥 信太郎

(受注者) (構成員(代表企業))
[住 所]
[氏 名]

(構成員)
[住 所]
[氏 名]

(構成員)
[住 所]
[氏 名]

(協力企業)
[住 所]
[氏 名]

(協力企業)
[住 所]
[氏 名]

運営事業者への出資金額及び株主構成

1 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

令和[]年[]月[]日

江戸崎地方衛生土木組合管理者 笥 信太郎 あて

出 資 者 保 証 書

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする[]グループの構成員である代表企業、[]、[]、[]、[]（以下総称して「当社ら」という。）は、当社ら並びに協力企業である[]、[]、[]が江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）との間において令和[]年[]月[]日付けで締結した基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関連して、本書の日付けをもって、組合に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

なお、本書において使用される用語は、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業基本協定書に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業入札説明書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 運営事業者が、令和[]年[]月[]日に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）上の株式会社として江戸崎地方衛生土木組合構成市村内において適法かつ有効に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 運営事業者の設立当初の発行済株式総数は、[]株であり、その全株式を、当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- 3 運営・維持管理業務開始時における運営事業者の発行済株式総数は、[]株であり、その全株式を、当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- 4 当社らは、本事業が終了するまで、組合の事前の書面による承諾を得た場合を除き、運営事業者の株式の保有を取得時の保有割合で継続するものとする。
- 5 当社らは、組合の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、運営事業者をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- 6 当社らが保有する運営事業者の株式に、組合の要請に応じ、担保権を設定すること。
- 7 当社らは、運営事業者が設立された後及び組合の事前の同意を得て行う運営事業者の株主構成の変更後、速やかに、出資者保証書を作成して組合に提出し、また、当社ら以外の運営事業者の株主をして提出させること。
- 8 当社らは、本基本協定第3条第4項に定める事項を遵守すること。

所在地／住所：

会社名／氏名：